

経済マンスリー [解説]

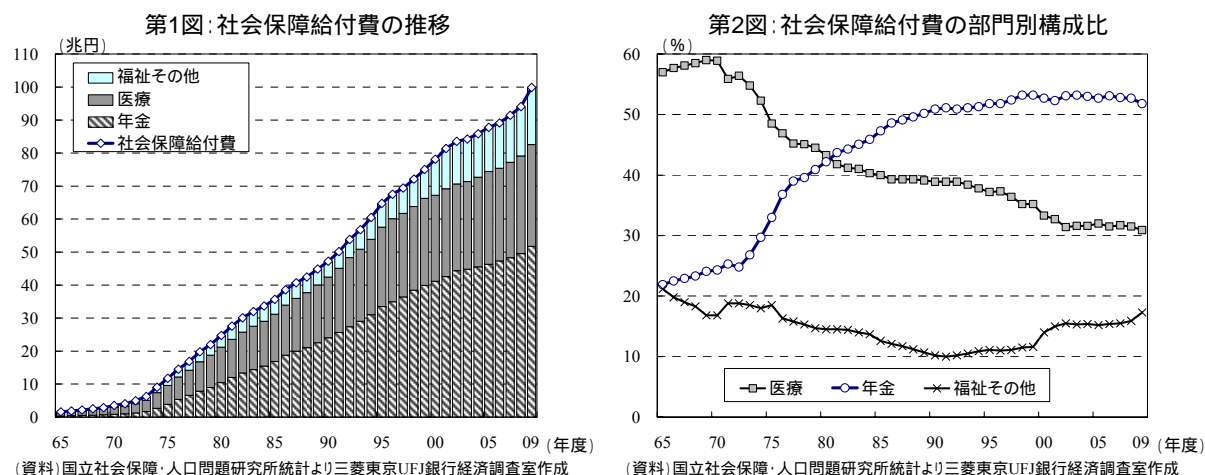
社会保障・税一体改革における年金改革の評価

【要旨】

- ◇ わが国の社会保障給付費は増加傾向を辿っており、2009 年度時点で 99.9 兆円に達した。年金の国庫負担は 10 兆円強が一般会計に計上されており、歳出の 1 割強を占める。高齢化の進行を背景に、年金が財政に与える影響は増大方向にあり、財政健全化には年金改革を避けて通ることができない。
- ◇ 2 月 17 日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」では、年金支給額における物価スライド特例分を 2012 年度からの 3 年間で解消することや、低所得者に対する年金加算等の最低保障機能の強化などが定められた。一方で、デフレ下におけるマクロ経済スライドの発動や年金支給開始年齢の引き上げ等は、継続的検討事項にとどまった。
- ◇ 一般会計の年金関連支出は、先行き 16 兆円台まで増加するとみられるが、公的年金の積立金の運用環境等によっては、より多くの負担が必要となる可能性がある。長期の年金財政についての政府試算では、長期金利の前提を 3.7%としているが、これを近年の実績値により近い 1.8%とし、賃金・物価も同じく実績値に近い前提に置き直して試算した場合、積立金が 2040 年代後半にはゼロになる。
- ◇ 現行の年金制度が前提としているように積立金を 100 年間維持するためには、毎年平均 7.1 兆円の財政対応が必要となる。具体策としては、消費税率の 10%からの追加引き上げや基礎年金支給開始年齢の引き上げ、1 人当たり支給額の引き下げなどが考えられよう。
- ◇ 毎年 7.1 兆円の財政対応は、年金財政の持続性確保と一般会計の財政赤字拡大回避という、あくまで現状維持に必要な措置に過ぎない。社会保障制度維持の範疇を超えて、財政赤字の削減や政府債務残高の引き下げを達成するには、さらなる財源確保や支出抑制を模索する必要がある。

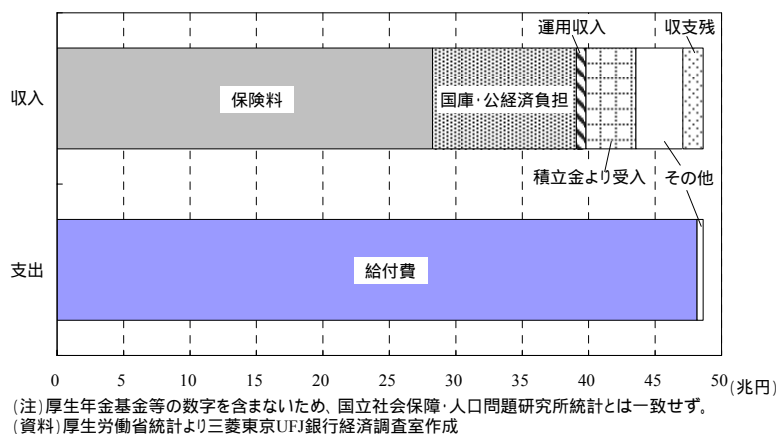
1. 社会保障給付費と年金関連支出の動向について

わが国の社会保障給付費は増加傾向を辿っており、2009年度時点で99.9兆円に達した（第1図）。このうち年金関連の支出は51.7兆円で、全体の半分以上を占めている（第2図）。背景にあるのは、高齢化の進行による年金受給者の増加である。



年金財源の中心は保険料だが、「国庫・公経済負担」への依存度も高く、2009年度は全体の23%にあたる10.8兆円が投じられている（第3図）。

第3図: 公的年金制度の財政収支状況(2009年度)

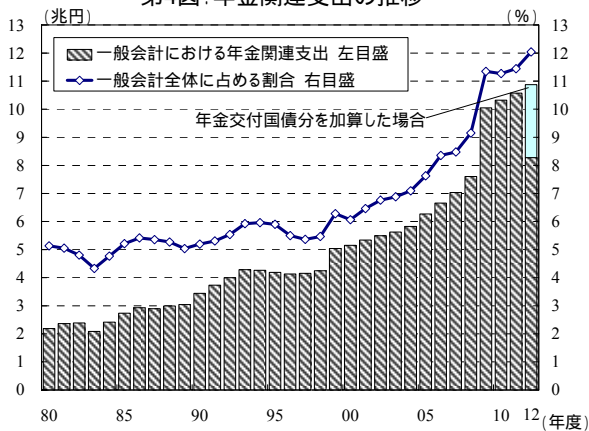


「国庫・公経済負担」の大部分を占める国庫負担は、国の毎年度の一般会計から拠出されており、歳出全体の1割強を占める（第4図）。とくに2009年度以降は、基礎年金の国庫負担割合が36.5%から50%に引き上げられたことで、一般会計からの拠出は一段と押し上げられた。なお、2012年度予算における年金支出は2011年度を下回っているが、これは約2.6兆円分を予算計上の必要がない年金交付国債で賄うためであり、交付国債分を加えた場合、10.9兆円と過去最高を更新する。

1990年度予算と比較すると、年金支出は7.4兆円増加しており、国債費（7.7兆円増）に次ぐ歳出押し上げ要因となっている（第1表）。また、この間における公債金（新規国債発行額）の増加は41.3兆円であり、年金支出要因は国債増発分の17.9%を

占める。欧州ソブリン問題等を受けて、わが国の財政の先行きについても危機感が高まっているが、財政健全化には年金改革を避けて通ることができないといえよう。

第4図：年金関連支出の推移



(資料)財務省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第1表：一般会計予算の増減

	1990年度	2012年度	(兆円)
歳出	66.2	92.9	26.7
社会保障関係費	11.6	29.0	17.4
年金	3.4	10.9	7.4
医療	5.2	10.2	5.1
介護	0.0	2.3	2.3
福祉・雇用等	3.0	5.5	2.5
国債費	14.3	21.9	7.7
地方財政関係費	15.3	16.6	1.3
防衛関係費	4.2	4.7	0.6
文教及び科学振興費	5.1	5.4	0.3
公共事業関係費	6.2	4.6	▲1.6
その他	9.6	10.7	1.1
歳入(公債金以外)	60.6	46.1	▲14.6
公債金	5.6	46.8	41.3

(注)1.当初予算ベース。

2.2012年度は、年金交付国債分を加算したベース。

(資料)財務省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

2. 社会保障と税の一体改革における年金改革

(1) 年金改革の概要

2月17日に政府は、「社会保障・税一体改革大綱」(以下、「大綱」)を閣議決定した(第2表)。大綱は、昨年7月に閣議報告された「成案」、今年1月に閣議報告された「素案」を下敷きに、改革内容をより具体化したものである。大綱では年金制度の将来の姿について、所得比例年金と最低保障年金の組み合わせからなる公的年金制度を新設し、すべての人がこの制度に加入するという改革案が示された。ただし、新しい年金制度の創設は中期的な方向性と位置付けられており(法案提出は2013年の予定)、具体的な改革案の大部分は現行制度の改善に関するものになっている。

大綱における現行制度の改革案は、成案及び素案段階の内容をほぼ踏襲したもののだが、改革の工程がより具体化された。年金支給額における物価スライド特例分を2012年度からの3年間で解消することや、低所得者に対する年金加算等の最低保障機能の強化を消費税引き上げ年度(注1)から実施することなどが定められた。一方で、改革の実施時期が明示されなかったものも少なからず残っている。とりわけ、継続的検討事項にとどめられた、デフレ下におけるマクロ経済スライドの発動や年金支給開始年齢の引き上げ等は、財政健全化を図る上で重要であり、今後具体化に向けた議論を進める必要性が高いといえよう。

(注1)大綱では、消費税率を2014年4月1日から8%に引き上げた後、2015年10月1日に10%に再び引き上げる、としている。

第1表:「社会保障・税一体改革大綱」による年金改革のポイント

方針	施策
2012年度から実施 (2012年通常国会に 法案を提出)	物価スライド特例分の解消 ・本来の年金額より2.5%高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消を図る。 ・2012年度から2014年度の3年間で解消し、2012年度は10月から実施する。
消費税引き上げ年度 から実施	低所得者への加算(最低保障機能の強化) ・低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算を行う。
	障害基礎年金等への加算(最低保障機能の強化) ・低所得者への加算との均衡を考慮し、障害・遺族基礎年金についても一定の加算を行う。
	受給資格期間の短縮(最低保障機能の強化) ・受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する。
消費税引き上げ後 に実施	基礎年金国庫負担2分の1の恒久化 ・税率引き上げ後の消費税を財源とする。 ・年金交付国債の償還を税率引き上げ後の消費税収により行う。
2012年通常国会へ の法案提出検討	高所得者の年金給付の見直し ・高所得者の老齢基礎年金について、その一部(国庫負担相当額まで)を調整する制度を創設する。 ・最低保障機能の強化と併せて実施する。
	産休期間中の保険料負担免除 ・厚生年金の被保険者について、育児休業期間に加え、産前・産後休業中も、同様に年金保険料を免除する。
	短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大 ・厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する。 ・適用拡大が労働者に与える影響や雇用への影響にも留意しつつ、実施時期も含め検討する。 ・第3号被保険者制度の見直し、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。
	被用者年金一元化 ・共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。 ・公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する。
2013年国会に 法案提出	新しい年金制度の創設 ・所得比例年金と最低保障年金の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する。
引き続き検討	第3号被保険者制度の見直し ・新しい年金制度の方向性(2分2乗)を踏まえつつ、引き続き検討する。
	マクロ経済スライドの検討 ・デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。
	在職老齢年金の見直し ・60歳代前半の者に係る在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引き上げる見直しを引き続き検討する。
	標準報酬上限の見直し ・厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことなどを引き続き検討する。
	支給開始年齢引き上げの検討 ・中期的課題として支給開始年齢の在り方について検討する。 ・2012年通常国会への法案提出は行わない。

(資料) 政府・与党社会保障改革本部資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2) 物価スライド特例分の解消と最低保障機能の強化

以下では、大綱で実施時期が明示された、物価スライド特例分の解消と最低保障機能の強化について分析する。

物価スライド特例分の解消

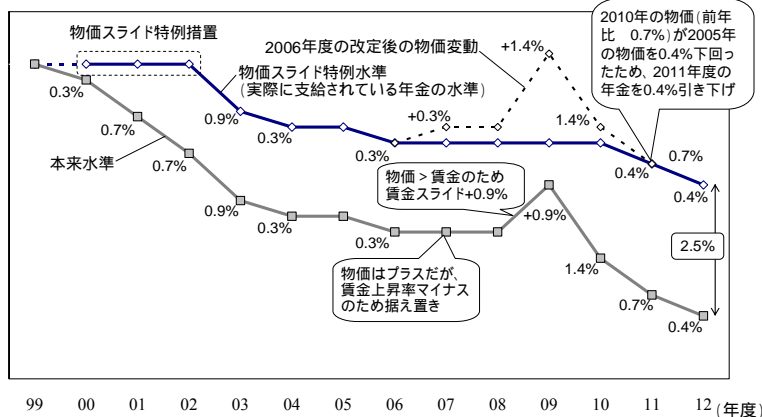
基礎年金と厚生年金(報酬比例部分)には、物価や賃金の変動に応じて支給額を毎年改定する仕組み(物価スライド)が設けられている。いくつかの例外はあるが、基本的には67歳以下の新規裁定者については賃金による改定を行い、68歳以上の既裁定者については物価による改定を行うこととなっている(第3表)。ただし現在の年金支給額は、2000～2002年度において物価下落に反して特例的に支給額を据え置いたことにより、通常物価スライドが適用されていた場合の本来水準を上回っている(物価スライド特例水準)(第5図)。また、特例水準が本来水準より高い間は、特例分解消に向けた措置が優先して適用されることとなっているため、通常物価スライドにのっとり改定は行われていないのが現状である。

第3表:年金の物価スライドの概要

物価の伸び	賃金の伸び	物価と賃金の伸びの関係	既裁定者	新規裁定者	【参考】改定率の算出方法 賃金による改定率 = 前年の物価上昇率 ×3年度前の実質賃金上昇率(前後3年平均) ×3年度前の可処分所得割合変化率 物価による改定率 = 前年の物価上昇率
+	+	物価 < 賃金	物価による改定	賃金による改定	
-	+	物価 < 賃金			
-	-	物価 < 賃金			
+	+	物価 > 賃金	賃金による改定		
-	-	物価 > 賃金	物価による改定		
+	-	物価 > 賃金	改定無し		

(資料)厚生労働省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第5図:物価スライド特例水準と本来水準の推移



(資料)厚生労働省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

【参考】物価スライド特例分解消に向けた措置

特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く。物価が直近の年金額改定の基準となった物価水準を下回った場合に、その分だけ引き下げる。特例水準について、据え置きか引き下げのみを行うことで本来水準との乖離解消を図る。ただし、物価下落が続いている場合には、本来水準も下がり続けるので、乖離幅が埋まらなくなる。

足元、特例水準と本来水準の乖離率は 2.5%に拡大しており、2000 年度からの上乗せ支給額の累計は 7 兆円近くに達している(第 4 表)。こうした事態を受け、大綱では 2012 年度から 2014 年度までの 3 年間で特例分を解消する方針が打ち出された。これによって年金支給額は、2011 年度対比で 0.9 兆円程度抑制されることとなり(注2)、公費負担はその半額の 0.45 兆円程度軽減される。社会保障・税一体改革を巡る議論では、消費税率の引き上げがクローズアップされることが多いものの、歳出の抑制・効率化も大きな課題であり、物価スライド特例分の解消は重要度の高い改革といえよう。

第4表:物価スライド特例水準と本来水準の乖離

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	特例分解消期間		
	2012	2013	2014													
乖離率(%)	0.0	0.3	1.0	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	0.8	2.2	2.5	1.6	0.8	0.0
特例による上乗せ支給額(兆円)	0.0	0.1	0.3	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.3	0.8	0.9	0.8	0.3	0.0
累計(兆円)	0.0	0.1	0.4	1.0	1.6	2.2	2.8	3.4	4.1	4.8	5.1	5.9	6.8	7.6	7.9	7.9

(注)2012年10月に0.9%引き下げた後、2013年4月と2014年4月にそれぞれ0.8%引き下げると仮定して試算。
(資料)行政刷新会議資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(注2)2011年の物価下落を反映して、2012年度の年金支給額は0.4%引き下げられる。これを合わせると2012年度対比で年金支給額は1.1兆円程度減少する。

なお、物価スライドについては、今後の検討課題として消費税率引き上げとの関係が挙げられる。消費税率の引き上げは、物価上昇要因となり年金支給額の増額につながるためである。実際、1989年の消費税導入時と1997年の税率引き上げ時の物価上昇は支給額に反映された(注3)。税率引き上げによる財政赤字削減効果をできるだけ大

大きくする観点からは、消費税率要因を物価スライドの対象外とすることなどを考える必要がある。

(注3) 当時の物価スライドは、2004年改正に基づく現在の物価スライドとは仕組みが異なるが、現在の物価スライドでも消費税率の引き上げは年金に反映される。

最低保障機能の強化

大綱には、無年金者・低年金者対策に向けた最低保障機能の強化として、受給資格期間の短縮と低所得者への加算が盛り込まれている。

a. 受給資格期間の短縮

わが国の年金制度では、老齢基礎年金の受給のためには、25年以上の受給資格期間(保険料納付済期間・保険料免除期間・合算対象期間の合計)が必要とされているが、今後70歳までの期間を納付しても25年に満たない者が一定数存在する。政府の調査によると、2007年時点で無年金見込み者を含めた無年金者は最大118万人であり、またそのうち一般的な年金受給年齢である65歳に達しているものは最大42万人と推計されている(第5表)。2012年時点では、65歳以上の無年金者はラフに試算して最大64万人に増加しているとみられる。

第5表:無年金者数(見込み含む)

	60歳未満	60歳～64歳	65歳以上	合計
2007年	最大45万人	最大31万人	最大42万人	最大118万人
2012年	—	—	最大64万人	—

(注)1. 今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者の人数。
2. 2012年の65歳以上は、2007年から2012年にかけての人口減少を勘案して試算。
(資料)厚生労働省資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

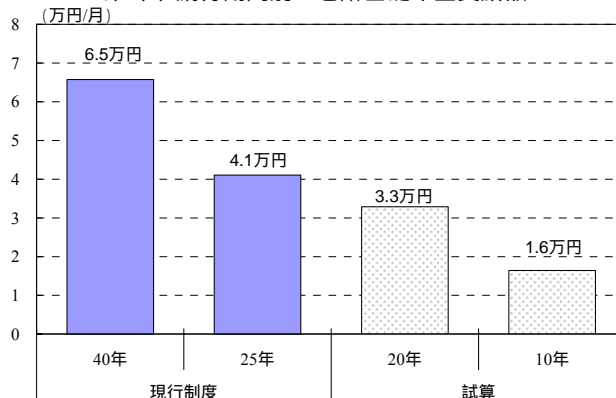
こうした無年金者問題の対策として、大綱では受給資格期間を10年に短縮するとしている。前述の2007年の調査では、65歳以上の無年金者の約4割は10年以上の保険料納付済期間があり(第6表)また10年未満の者でも70歳までに10年に達するケースがある程度存在すると考えられるため、無年金者が大きく減少する可能性がある。ただし、年金支給額は保険料納付済期間に応じて決まるため、25年未満の場合、支給額が少額となる点には留意が必要である(第6図)。

第6表:65歳以上の無年金者の
保険料納付済期間別分布

納付済期間	割合
10年未満	59%
10年以上15年未満	19%
15年以上20年未満	15%
20年以上25年未満	6%
合計	100%

(注)端数処理のため合計が一致しない。
(資料)厚生労働省資料より
三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

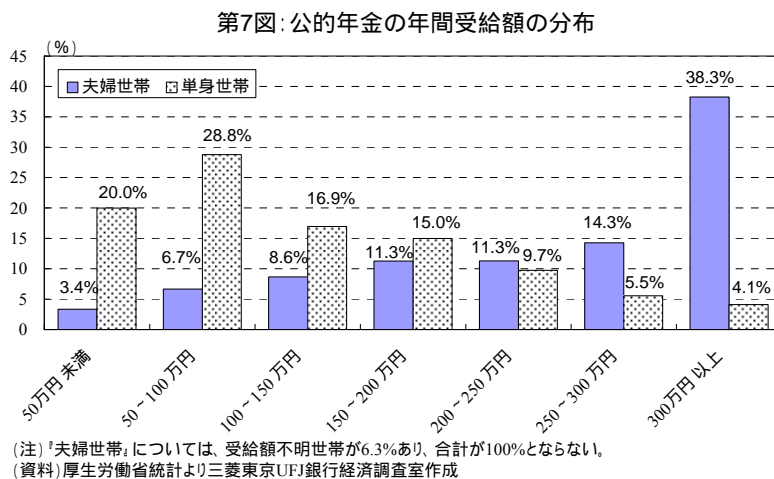
第2図:納付期間別の老齢基礎年金支給額



(注)すべて2011年度基準。
(資料)厚生労働省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

b. 低所得者への加算

年金については、保険料納付済期間が短いことなどが原因となり、受給額が満額（老齢基礎年金では年間 79 万円）を下回るケースがある。世帯別の年金受給額分布をみると、単身世帯の 20.0%は年間 50 万円未満であり、夫婦世帯では 10.1%が年間 100 万円未満である（第 7 図）。



こうした低年金を是正し、年金の最低保障機能を強化するため、大綱では低所得者への年金加算が盛り込まれた。具体的には、年金以外も含めた所得が一定額を下回る年金受給者を対象に、月額 6,000 円を加算することなどが基本案として検討されている（第 7 表）。

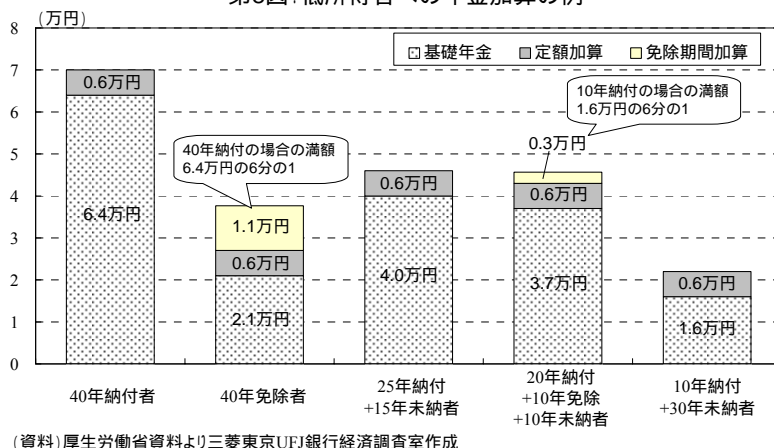
第7表：低所得者への年金加算の基本案

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の市町村民税が非課税であり、かつ、年金収入及びその他所得金額が老齢基礎年金の満額以下である者。 具体的には、介護保険制度の保険料設定における「低所得者2」に相当する者であり、年金以外を含めた合計所得が、単身なら35万円以下、世帯なら全員が非課税基準以下であり、本人の年金収入等が77万円以下である者。 推計対象者数は500万人。
加算内容	<ul style="list-style-type: none"> 定額加算：老齢基礎年金に、月額6,000円を加算する。 免除期間加算：過去の免除期間（保険料納付済期間には参入されるが、老齢基礎年金の計算においては減額される期間）について、老齢基礎年金の満額の6分の1相当額を加算する。

(資料)厚生労働省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

なお、低所得者への年金加算は、前述の受給資格期間の短縮（最低 25 年 最低 10 年）によって新たに受給資格を得た者も対象となる。受給資格期間 10 年の者が年金加算の要件を満たす場合には、1 万 6,000 円の基礎年金に加え 6,000 円の定額加算が受けられる（第 8 図）。

第8図：低所得者への年金加算の例



このように、年金の最低保障機能の強化では、受給資格期間の短縮によって年金受給者の裾野が広がることに加え、低所得者への加算が行われることにより、制度の手厚さが増す一方、財政支出も拡大する点には留意する必要がある。政府は、最低保障機能の強化に要する費用を約 0.5 兆円と見積もっており、これに障害・遺族基礎年金の加算分^(注4)の約 0.1 兆円が加わることで、全体で 0.6 兆円程度の財源が必要になると試算している。

(注4) 障害基礎年金(2級障害)と遺族基礎年金の年金額は老齢基礎年金の満額、障害基礎年金(1級障害)の年金額は老齢基礎年金の満額の 1.25 倍が支給基準となっている。そのため、一定の所得以下の受給者に対し、障害基礎年金(2級障害)と遺族基礎年金については 6,000 円、障害基礎年金(1級障害)については 7,500 円の加算が行われる。

最低保障機能の強化と併せて、高所得者の老齢基礎年金減額も検討されている。ただし、年収 850 万円以上を減額対象者とし、年収 1,300 万円以上については国庫負担相当分(月額 3 万 2,000 円)を全額減額するという現行案は、対象者が老齢年金受給者の 0.9%に過ぎず、縮減効果は 650 億円にとどまる。物価スライド特例分の解消も合わせ、現時点で比較的具体化が進んでいる年金改革案が実現した場合、年金についての公費負担は 2011 年度対比で年間 0.1 兆円程度増加する見込みである(第 8 表)。

第8表：一体改革による年金関連公費の増減

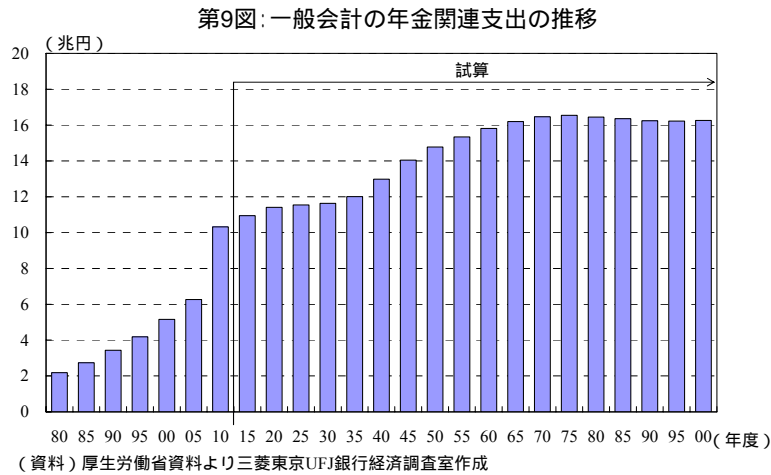
物価スライド特例分の解消	0.45兆円程度
最低保障機能の強化	+ 0.6兆円程度
受給資格期間の短縮	+ 0.5兆円程度
低所得者への加算	+ 0.1兆円程度
障害・遺族基礎年金の加算	+ 0.1兆円程度
高所得者の老齢基礎年金減額	650億円程度
合計	+ 0.1兆円程度

(資料)厚生労働省資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

3. 年金関連支出が将来の財政に与える影響

高齢化の進行を背景に、一般会計における年金関連支出は今後も増加が続く公算が大きい。政府の年金についての財政検証・財政再計算(2009年)を基に試算すると、年金関連支出は 2012 年度の 10.9 兆円(年金交付国債分含む)から 2050 年度には 14.8

兆円に達し、2060年代後半以降については16兆円台での推移が見込まれる。



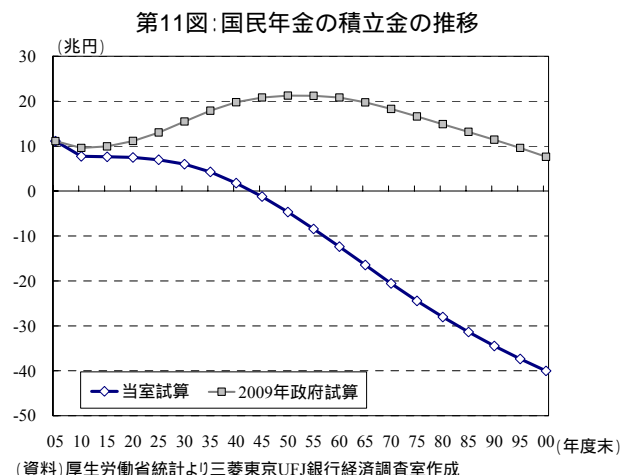
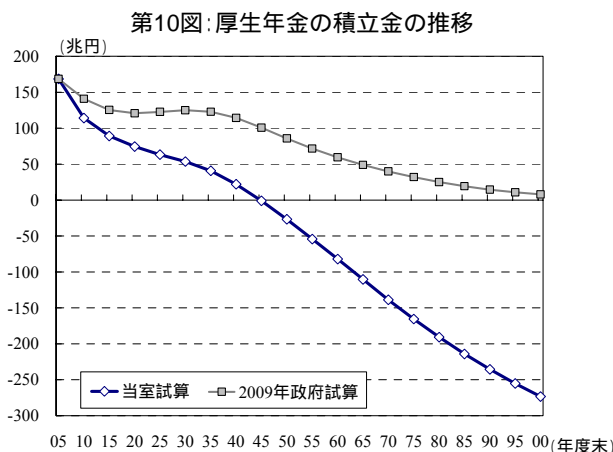
ただし、年金財政の持続性維持のため、より多くの歳出が必要となる可能性に留意しておく必要がある。現在、年金の支給原資には、保険料や一般会計からの支出のほか、積立金の取り崩し分が充てられており、積立金は約100年かけて取り崩されるよう制度設計されている。例えば厚生年金についての政府試算では、積立度合い（前年度末積立金の当年度の支出に対する倍率）が2105年度時点で1倍まで低下すると見積もられている（2010年度時点は3.9倍）。ここで問題となるのが、政府試算が長期金利の前提を3.7%と置くなどして、高めの運用収入を見込み、その結果、積立金の取り崩しペースが緩やかなものとなっている点である。前提条件について、近年の実績値を踏まえて、政府試算よりも低めの数値を設定した場合の試算では（第9表）、積立金がゼロとなる時期は大幅に前倒しとなり、2040年代後半には厚生年金と国民年金の積立金がともにゼロとなる（第10図、第11図）。

第9表：年金財政試算の長期前提

	長期金利	賃金上昇率	物価上昇率
2009年政府試算	3.7%	2.5%	1.0%
当室試算	1.8%	1.0%	0.5%
(参考)実績値:2000~2011年度平均値	1.4%	-0.8%	-0.3%

(資料) 厚生労働省資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

仮に、政府試算と当室試算の差額を追加の財源で補填し、積立金の残高を100年間



維持しようとした場合、厚生年金については毎年平均 2.8 兆円、国民年金については毎年平均 0.5 兆円が必要となる。加えて、一般会計の年金関連支出が 2012 年度対比で毎年平均 3.8 兆円増加することが見込まれているため（前掲第 9 図）、合計すると平均 7.1 兆円の財源が毎年必要となる。これは、足元の一般会計歳出の 7.2%（2012 年度予算ベース）、税収の 16.8%（同）に相当する金額であり、捻出は容易でないと考えられる。財政赤字の拡大を回避するには、増税等による財源調達だけでなく、年金支給額の抑制によって捻出必要額そのものを圧縮する、両面からの対応が求められよう。

社会保障・税一体改革の議論の方向性に沿って具体的な対応策を考えると、主なものとしては、財源調達面では消費税率の 10%からの追加引き上げ、支給抑制面では基礎年金の支給開始年齢の引き上げが挙げられよう。また、これらに加えて、1 人当たり受給額の引き下げも検討する必要がある。支給開始年齢の引き上げは、今後、年金を受給する世代の受給額の抑制であり、すでに受給を開始している世代の受給額には影響を与えない。そこで、1 人当たり受給額の引き下げによって、受給開始済み世代に対しても負担を分散することが選択肢の一つになりうると考えられるためである。

上記の対応策、の組み合わせ方については慎重な検討を要するが、仮に増税（）と支給抑制（+）で半額ずつの対応を実施する場合（とによる対応額は均等とする）消費税率は 1.4%の引き上げ、支給開始年齢は 1.9 歳の引き上げ、1 人当たり支給額は 4.1%の引き下げが必要となる（第 10 表）。また、社会保障・税一体改革を巡っては、支給開始年齢を 3～5 歳引き上げることが議論の俎上に上がったが、開始年齢を 5 歳引き上げ、残額についてとで均等に対応する場合、消費税率を 0.4%引き上げ、1 人当たり支給額を 2.6%引き下げることになる。いずれにしても、大綱で具体化が進められた以上に踏み込んだ対応が必要になる公算が大きい。

第10表：年金財政の持続性維持のために必要な対応策の組み合わせ

	消費税率引き上げ	支給開始年齢引き上げ	1人当たり支給額引き下げ
増税と支給抑制で半額ずつ	1.4%引き上げ	1.9歳引き上げ	4.1%引き下げ
で1/3ずつ	0.9%引き上げ	2.5歳引き上げ	5.5%引き下げ
支給開始年齢5歳引き上げ	0.4%引き上げ	5歳引き上げ	2.6%引き下げ
同 4歳引き上げ	0.7%引き上げ	4歳引き上げ	3.8%引き下げ
同 3歳引き上げ	0.9%引き上げ	3歳引き上げ	4.9%引き下げ

（資料）厚生労働省資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

上記の対応は、年金財政の持続性確保と一般会計の財政赤字拡大回避という、あくまで現状維持に必要な措置に過ぎない。また、医療や介護といった、その他の社会保障関係費も、高齢化の進行に伴って増大が不可避であり、それぞれの制度維持のために別途財源を確保することが必要となろう。こうした社会保障制度維持の範疇を超えて、財政赤字の削減や政府債務残高の引き下げを達成するには、さらなる財源確保や支出抑制を模索する必要がある。現在、社会保障・税一体改革の議論は、難航しつつも前進をみせているが、財政健全化に向けた一段の改革に向けて、議論を加速させて

いくことが求められよう。

以 上

(H24.4.20 高山 真 shin_takayama@mufg.jp)

発行：株式会社 三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室
〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。